

蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市商店街活性化事業支援補助金（以下「補助金」という。）は、近年衰退傾向にある商店街が平成13年度までに実施した「蒲郡市商店街ステップアップ活動支援補助制度」及び平成17年度までに実施した「蒲郡市商店街活性化先進的ソフト事業支援補助制度」を通じて育まれてきた活性化への自主活動を一層に助長するとともに、もって地域コミュニティの再構築を図るため、商店街が行う活性化事業の一部を補助するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、蒲郡市内で商店街活動を行う商店街振興組合、事業協同組合及び商店街振興組合連絡協議会のほか、市長が適当と認める団体（以下「補助団体」という。）とする。

2 前項に掲げる補助団体は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 代表者又は役員の定めのあること。
- (2) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助団体が行う商店街活性化事業のうち、第1条の趣旨に適合していると市長が認めるソフト事業とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち補助の対象として市長が認める経費とする。ただし、別に公的補助金（愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」を除く。）の交付対象となる事業は、補助事業から除くものとする。

2 前項に掲げる事業において、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助対象経費が10万円に満たないもの
- (2) 一部少数団体員の利益となるもの
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第

201号) 其他関係法令に抵触するもの

(補助金の補助率、交付限度額等)

第4条 補助金は、予算の定める範囲において交付するものとし、その額は、補助対象経費の45パーセント以内(愛知県の「げんき商店街推進事業」に採択された事業については、補助対象経費の3分の2以内)とする。

(端数処理)

第5条 補助金の額の決定にあたっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市商店街活性化事業計画書(第2号様式)
- (2) 蒲郡市商店街活性化事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 補助団体の定款又はこれに準ずるもの
- (4) 補助団体の役員名簿
- (5) 補助事業の実施を決定した旨の記載のある補助団体の会議録の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたものについて、補助金の交付決定をしなければならない。

- 2 前項において、補助金の交付決定をしたときは、前条の申請をした団体に対して、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付決定通知書(第4号様式)により、補助金の交付決定を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした補助団体は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第9条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

4 市長は、前項の場合を除き第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業変更決定通知書（第6号様式）により、当該補助団体に通知しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該補助団体に通知しなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、当該年度の12月末までに、蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30

日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金実績報告書（第 10 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市商店街活性化事業報告書（第 11 号様式）
- (2) 蒲郡市商店街活性化事業収支決算書（第 12 号様式）
- (3) 補助対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる資料
（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金確定通知書（第 13 号様式。以下「確定通知書」という。）により、当該補助団体に通知するものとする。
（補助金の交付）

第 14 条 補助金は、前条の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助団体が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。
- 3 補助団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の決定取消し及び返還）

第 15 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。
- (4) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により、当該補助団体に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る

加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(補助金の経理)

第16条 補助団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、補助団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、補助団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(補助金の補助率の特例)

2 平成21年7月1日から平成22年3月1日までに蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付申請をしたものは、第4条の「45パーセント以内」を「50パーセント以内」として適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年度において下記事業を実施するについて、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金の交付を受けたいので、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付要綱第 6 条により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 補助金を受けて実施しようとする事業

事 業 の 名 称	事 業 費	補助金申請額	備 考
	円	円	

（添 付 書 類）

- (1) 蒲郡市商店街活性化事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 蒲郡市商店街活性化事業収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 補助団体の定款等
- (4) 補助団体の役員名簿
- (5) 補助対象事業の実施を決定した補助団体の会議録の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

蒲郡市商店街活性化事業 事業計画書

1 事業の名称	
2 実施予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
3 実施予定場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

蒲郡市商店街活性化事業 収支予算書

収 入			支 出				
科 目	予算額（円）	摘 要	科 目	予算額（円）	単価	数量	摘 要
自 己 資 金							
通 常 会 費	（ ）						
臨 時 会 費	（ ）						
事 業 負 担 金	（ ）						
積 立 金	（ ）						
そ の 他	（ ）						
市 費 補 助 金							
借 入 金							
寄 付 金							
そ の 他 収 入							
広 告 料 収 入	（ ）						
事 業 収 入	（ ）						
雑 収 入	（ ）						
合 計	円		合 計	円			

《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
 2 見積書、図面、カタログ等の参考資料を添付してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

蒲 第 号

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金については、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助事業に付する条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第9条関係）

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年 月 日付け〔で交付申請
蒲 第 号で交付決定のありま〕した 年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業を下記のとおり変更したいので、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付要綱第9条により申請します。

記

1 事業の変更内容

2 事業の変更理由

（添 付 書 類）

- (1) 計画変更に伴う事業活動の概要（第2号様式を使用しても構いません）
- (2) 経費配分の変更が分かるもの（第3号様式を使用しても構いません）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 9 条関係）

蒲		第		号	
申 請 者					
住 所					
名 称					
代表者名					
年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業変更決定通知書					
年		月		日付け蒲	
				第	
				号で通知した交付決定を、下記の	
とおり変更することに決定します。					
年		月		日	
蒲郡市長					
記					
1 変更決定事項					
2 変更決定理由					
3 変更後の補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、変更承認申請書記					
載のとおりとします。					

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業 〔中止
廃止〕 承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名 〕
電 話 番 号

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました 年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業を下記のとおり
〔中止
廃止〕したいので、蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付要綱第 1 0 条により申請します。

記

1 中止（廃止）使用とする理由
注：具体的に記入してください。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

蒲 郡 第 号

申 請 者
住 所
名 称
代表者名

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業 中止
廃止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度蒲郡市商店街活性化
事業支援補助事業の 中止
廃止 については、下記のとおり承認します。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 承認の内容

2 承認の条件

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業遅延報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました
のとおり遅延しますので報告します。

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業の実施時期が、下記

記

1 遅延後の実施予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 遅延する理由

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

（ 事務担当者名
電 話 番 号 ）

年 月 日付け蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助事業が完了したので、
蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付要綱第 1 2 条により報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 千円

2 補助金を受けて実施した事業

事 業 の 名 称	補助対象事業費	補助金交付決定額	備 考
	円	円	

（添 付 書 類）

- (1) 蒲郡市商店街活性化事業報告書（第 1 1 号様式）
- (2) 蒲郡市商店街活性化事業収支決算書（第 1 2 号様式）
- (3) 補助対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる資料（写真、実績物など）

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市商店街活性化事業 事業報告書

1 事業の名称	
2 実施年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
3 実施実施場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

第12号様式（第12条関係）

蒲郡市商店街活性化事業 収支決算書

収 入			支 出				
科 目	決算額（円）	摘 要	科 目	決算額（円）	単価	数量	摘 要
自 己 資 金							
通 常 会 費	（ ）						
臨 時 会 費	（ ）						
事 業 負 担 金	（ ）						
積 立 金	（ ）						
そ の 他	（ ）						
市 費 補 助 金							
借 入 金							
寄 付 金							
そ の 他 収 入							
広 告 料 収 入	（ ）						
事 業 収 入	（ ）						
雑 収 入	（ ）						
合 計	円		合 計	円			

- 《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
2 領収書の写しや事業の成果がわかる資料を添付してください。

蒲 第 号	
申 請 者	
住 所	
名 称	
代表者名	
年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金確定通知書	
年 月 日	付
年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金については、下記のとおり確定します。	
年 月 日	
蒲郡市長	
記	
1 補助金交付決定額	円
2 補助金確定額	円

蒲	第	号
補助事業者		
住 所		
名 称		
代表者名		
年度蒲郡市商店街活性化事業支援補助金交付決定取消通知書		
年	月	日
付け蒲 第 号で通知した交付決定を、下記の		
とおり取り消します。		
年	月	日
蒲郡市長		
記		
1 取消しの内容		
2 取消しの理由		

2 取消しの理由